

能代山本広域市町村圏組合告示第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に基づき実施した一般廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査の結果について、能代山本広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第3条の規定により告示します。

令和2年9月29日

能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事 齊藤 滋



1 縦覧の期間

令和2年9月29日（火）から令和2年10月28日（水）まで

但し、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧の場所

(1) 能代山本広域交流センター

秋田県能代市字海詠坂3番地2

(2) 能代市役所本庁舎行政情報コーナー

秋田県能代市上町1番3号

(3) 藤里町役場 生活環境課

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

(4) 三種町役場 町民生活課

秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地

(5) 八峰町役場 総務課

秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

3 設置する施設の概要

(1) 施設の名称

一般廃棄物処理施設

(2) 施設の設置の場所

能代市竹生字天神谷地122番地1、121番地1、122番地3、121番地4

(3) 施設の種類

可燃ごみ処理施設、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ、不燃ごみ、粗大ごみ

(5) 施設の能力

可燃ごみ処理施設：80 t/日（40 t/日・炉×2炉）

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設：5 t/日

4 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質・底質、土壌

5 意見書の提出

施設の設置に関して利害関係*のある方は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。

意見書の様式は、各縦覧場所に備えております。また、能代山本広域市町村圏組合のホームページからもダウンロードできます。

提出方法は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、下記の提出先まで持参、郵送、FAX、電子メールによるものとします。

※周辺に居住する方及び周辺で事業を営んでいる方等が含まれます。

6 意見書の提出期限

令和2年11月11日（水）午後5時15分まで

7 意見書の提出先及びお問い合わせ先

能代山本広域市町村圏組合環境衛生課

〒016-0876 能代市字海詠坂3番地2

TEL 0185-89-2426 FAX 0185-89-2420

E-mail ^{エル}1-kouiki@shirakami.or.jp